全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料

令和４年３月

労働基準局安全衛生部
安全課・労働衛生課

厚生労働省 ひと、くらし、みらいのために Ministry of Health, Labour and Welfare

介護施設で増加する腰痛災害の予防対策について

社会福祉施設（介護施設）における労働災害発生状況、介護現場における介護従事者の労働災害防止に取り組む意義、職場における腰痛予防対策指針、新たな協議会とコンソーシアムのアクション（“＋（プラス）Safe”（協議会）“ ＋ “ Safeコンソーシアム（仮称） “）、エイジフレンドリー補助金の概要

厚生労働省 安全衛生部安全課・労働衛生課
Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

社会福祉施設（介護施設など）での労働災害

国や事業者、労働者等が重点的に取り組む事項を定めた中期計画である「第13 次労働災害防止計画」において、**社会福祉施設も重点業種として、死傷者数を平成29年と比較して、令和４年までに死傷年千人率で５％以上減少させることを目標に**している。

労働災害の推移

○ 令和２年の**死傷者数**は平成29年比で33.5%増

○ 令和２年の**年千人率**は平成29年比で25.3%増

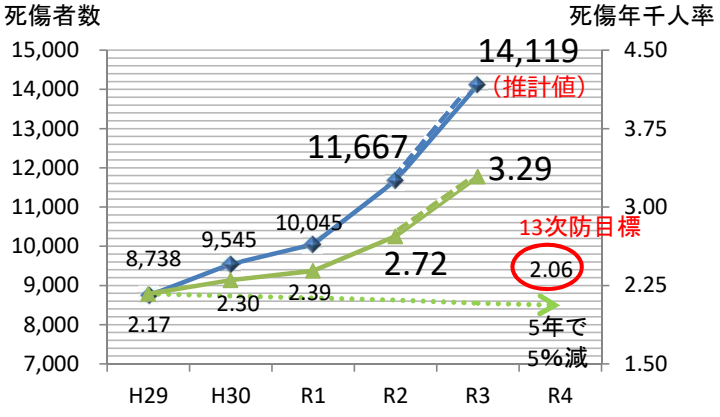

※新型コロナウイルス感染症のり患による労働災害を除く
※令和３年の数字は推計値（令和３年確定値（推計）
＝令和３年９月速報値×令和２年確定値／令和２年９月速報値）
※令和３年の千人率の母数の労働者数は令和２年の労働力調査を使用

労働災害の発生原因（令和２年）

○ **腰痛などの**「動作の反動・無理な動作」が約４割

○ **「転倒」**が約３割

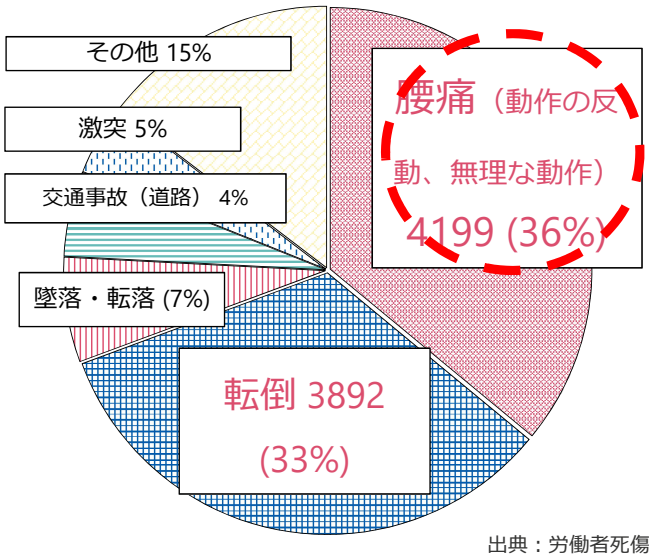

出典：労働者死傷病報告

腰痛（社会福祉施設）

○ 社会福祉施設における動作の反動・無理な動作を作業別にみると**介助作業での被災が84%**
○ 介助作業をより細かく分類すると、**ベッド上での介助作業とベッド移乗作業を合わせて52%**
○ 介助作業を一人介助か複数人での介助か分類すると、**一人介助での被災が89%**

事故の型別

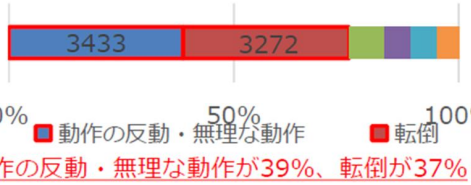

動作の反動・無理な動作が39%、転倒が37%

出典：令和元年労働者死傷病報告より。

動作の反動・無理な動作　作業別

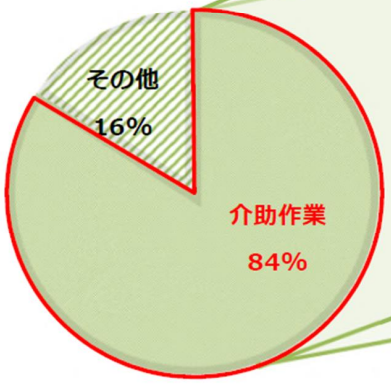

動作の反動・無理な動作　介助作業別

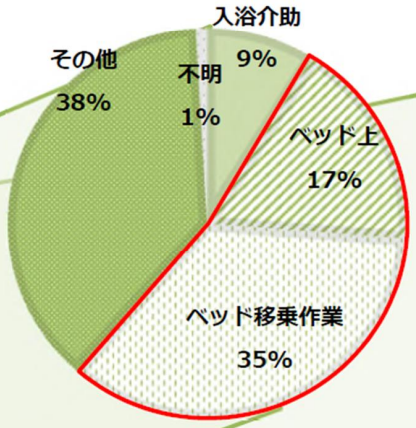

動作の反動・無理な動作
一人介助・複数人介助別

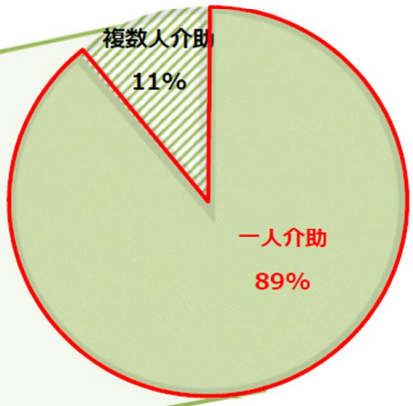

出典：令和元年労働者死傷病報告より。社会福祉施設で発生した休業4日以上の労働災害10,045件から抽出した767件のうち動作の反動・無理な動作の268件を集計したもの。

転倒災害（社会福祉施設）

○ 社会福祉施設における転倒を要因別にみると**滑りによるものが38%、つまづきによるものが37%**
○ 場所別にみると、**屋内での転倒が58%、屋外での転倒が36%**

転倒　要因別

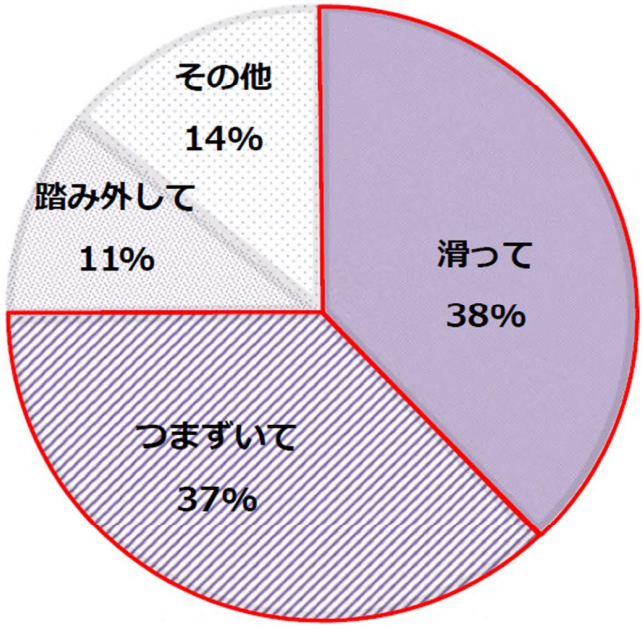

転倒　場所別

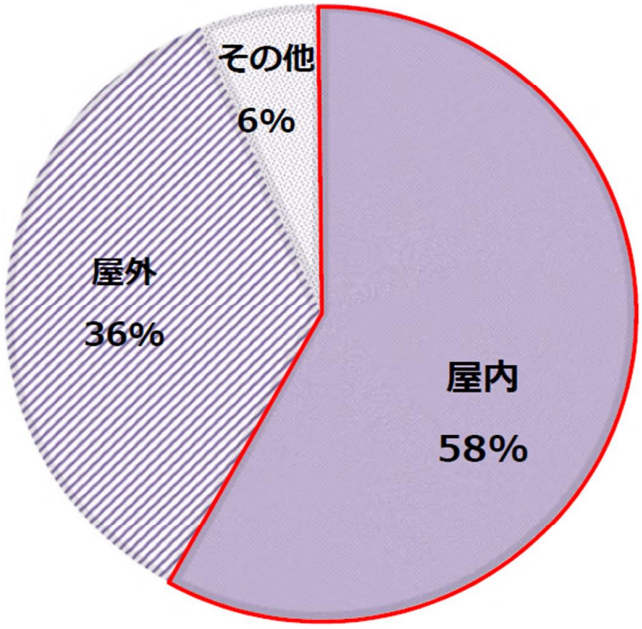

出典：令和元年労働者死傷病報告より。社会福祉施設で発生した休業4日以上の労働災害10,045件から抽出した767件のうち転倒の198件を集計したもの。

サービス系統ごとの特徴

○　社会福祉施設の労働災害（休業４日以上）をサービス系統別で分類すると、施設系サービスを提供する施設が最多
○　事故の型別でみると、訪問系及び通所系サービスを提供する施設では、転倒が最多、短期入所系、居住系、施設系、多機能系サービスを提供する施設では、動作の反動・無理な動作が最多

社会福祉又は介護事業の労働災害発生状況

全体の労働災害は、
休業４日以上の労働災害の**約4倍**

※１　令和元年労働者死傷病報告より
※２　令和元年度労働者災害補償保険事業年報より
（新規受給者数は通勤災害を含む年度単位の集計）

社会福祉施設のサービス系統別死傷者数

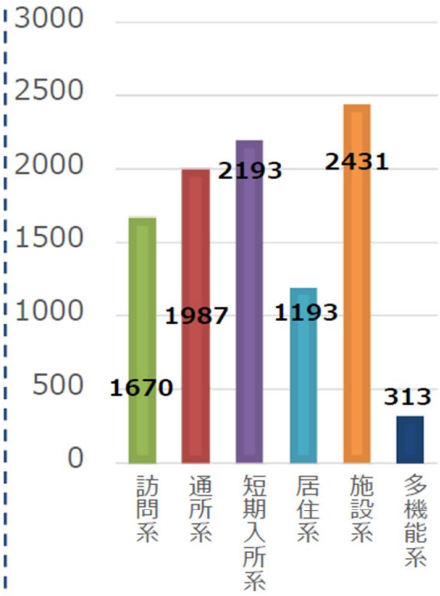

社会福祉施設の業態別・事故の型別死傷者数

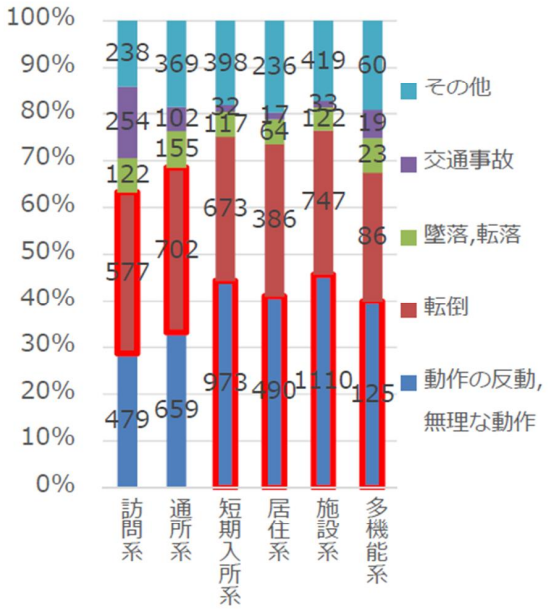

出典：令和元年労働者死傷病報告より。社会福祉施設で発生した休業4日以上の労働災害10,045件をサービス系統別で分類を行った結果、分類できた6,776件について、事業場のサービス系統別に"延べ件数"（複数のサービスを提供している事業場は各系統でカウント）を集計したもの。提供されているサービスが不明なものを除く。

介護現場における介護従事者の労働災害防止に取り組む意義

総合的な介護人材確保対策（主な取組）

- 介護職員の処遇改善
- 多様な人材の確保・育成
- 離職防止 定着促進 生産性向上
- 介護職の魅力向上
- 外国人材の受入れ環境整備

※上記内容は社会局・老健局資料「総合的な介護人材確保対策（主な取組）」で掲げる対策を列挙したもの。

介護従事者の労働災害防止は、介護業界が直面する様々な問題に直結する経営上の重要課題

- **人材不足（新規採用、離職防止、定着促進）への対応**
- **利用者の災害（事故）、利用者を巻き込んだ災害（事故）の防止**
- **働き方の質の向上による介護サービスの質の向上（生産性向上）**

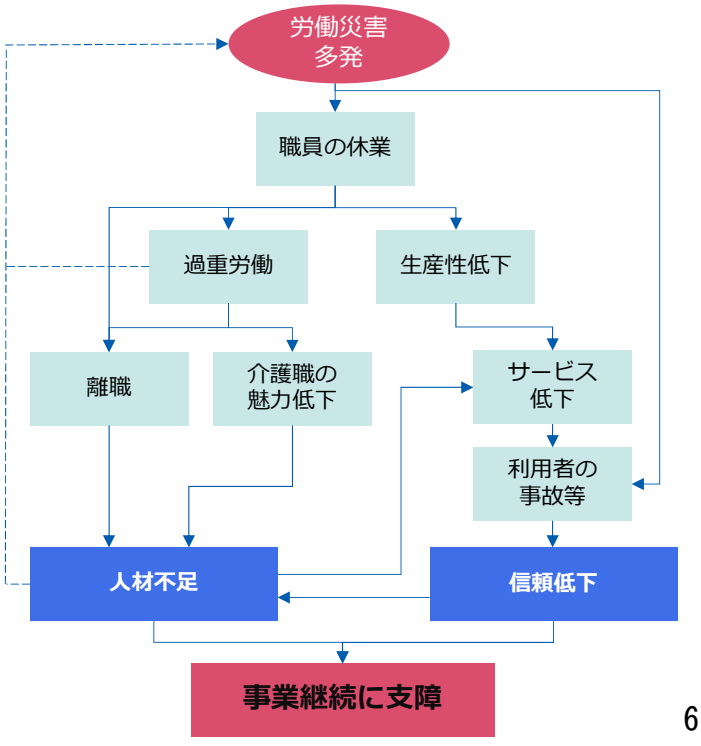

「職場における腰痛予防対策指針」を参考に

介護職員の腰痛対策に取り組みましょう

厚生労働省では、「**職場における腰痛予防対策指針**」を策定し、介護職員の腰痛予防対策への啓発・指導を行っています。

令和３年度の介護報酬改定では、介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算の算定要件の一つである「職場環境等要件」に基づく取り組みに「**介護職員の身体負担軽減のための介護技術の修得支援、介護ロボットやリフト等の介護機器等導入及び研修等による腰痛対策の実施**」が設けられました。

この実施についても「**職場における腰痛予防対策指針**」を参考とするよう周知されています。

腰痛予防対策のポイント

- 施設長等のトップが、腰痛予防対策に取り組む方針を表明し、対策実施組織を作りましょう。
- 対象者ごとの具体的な看護・介護作業について、作業姿勢、重量などの観点から、腰痛発生リスクを評価しましょう。
- 腰痛発生リスクが高い作業から優先的に、リスクの回避・定見措置を検討し、実施しましょう。健康管理、教育にも取り組みましょう。

労働災害の具体例

移乗介助

ベッドから車椅子への介助で、ベッドに座っている利用者を前屈みになって両腕を抱え、立たせようとしたところ、腰に痛みが生じた。

座り直し

車椅子に座っている利用者の座り直しをするため、利用者の脇に手を入れ、引き上げようとしたところ、腰に痛みが生じた。

立ち上がり介助

利用者を前屈みになって両腕を抱え、ベッドから立たせようとしたところ、ベッド脇が狭く、無理な姿勢となり、腰に痛みが生じた。

厚生労働省

参考：介護報酬の考え方／令和３年度介護報酬改定の概要

介護報酬の考え方

介護報酬は、事業者が利用者（要介護者または要支援者）に介護サービスを提供した場合、その対価として事業者に支払われるサービス費用です。

介護報酬はサービスごとに設定されています。各サービスの基本的なサービス提供に関する費用（基本報酬）に加えて、各事業所のサービス提供体制や利用者の状況等に応じて、加算・減算されます。

介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算も、加算の種類の一つです。

令和３年度介護報酬改定の目的

令和３年４月から介護報酬が改定されました。その目的は以下の通りです。

- 新型コロナウイルス感染症や大規模災害が発生する中で「感染症や災害への対応力強化」を図る
- 団塊の世代の全てが75歳以上となる2025年に向けて、2040年も見据えながら、「地域包括ケアシステムの推進」、「自立支援・重度化防止の取組の推進」、「介護人材の確保・介護現場の革新」、「制度の安定性・持続可能性の確保」を図る。

介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算の職場環境等要件※1

職場環境要件の６つの区分　職場環境等要件は、以下の６区分で構成されています。

- 入職促進に向けた取り組み
- 資質の向上やキャリアアップに向けた支援
- 両立支援・多様な働き方の推進
- 腰痛を含む心身の健康管理
- 生産性の向上のための業務改善の取り組み
- やりがい・働きがいの醸成

処遇改善加算の要件

・**介護職員処遇改善加算**
職場環境等要件の中からいずれか１以上の取り組みを行う

・**介護職員等特定処遇改善加算**
令和３年度は６区分のうち３区分を選択し、区分ごとに１以上の取り組みを行う
（令和４年度以降は、６つの区分ごとに１以上の取り組み）
職場環境等要件「**腰痛を含む心身の健康管理**」の区分では、以下の項目を求めています。

腰痛を含む心身の健康管理	**介護職員の身体の負担軽減のための介護技術の修得支援** **介護ロボットやリフト等の介護機器等導入及び研修等による腰痛対策の実施**
	短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施
	雇用管理改善のための管理者に対する研修等の実施
	事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備

※　同加算の対象サービス：以下を除く全てのサービス
（介護予防）訪問看護、（介護予防）訪問リハビリテーション、（介護予防）福祉用具貸与、特定（介護予防）福祉用具販売、（介護予防）居宅療養管理指導、居宅介護支援、介護予防支援

腰痛対策実施の参考例示※2

令和３年度介護報酬改定に係るＱ＆Ａでは、以下のとおり「職場における腰痛予防指針」を参考にするよう示されています。

問	職場環境等要件に基づく取り組みとして「介護職員の身体の負担軽減のための介護技術の修得支援、介護ロボットやリフト等の介護機器等導入及び研修等による腰痛対策の実施」が設けられたが、新たに取り組みを行うにあたり参考にできるものはあるか。
答	介護職員の腰痛予防対策の観点から、**「職場における腰痛予防対策指針」（平成25年６月18日付基発 0618 第３号「職場における腰痛予防対策の推進について」参考２ 別添）を公表しており参考にされたい。**

※１：「介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（令和３年３月16日老発0316第４号　厚生労働省老健局長通知）

※２：「令和３年度介護報酬改定に関するＱ＆Ａ（Vol.３）」（令和３年３月26日　厚生労働省老健局老人保健課ほか連名事務連絡）問127

新たなアクション　“＋（プラス）Safe”（予定）

これまでも都道府県労働局及び労働基準監督署による本社等の指導、安全で安心な施設・事業場づくり推進運動（委託事業）の推進に取り組んできたが、労働災害による死傷者数を減少に転じさせることを目標に、

○　国民の安全衛生に対する**意識啓発による行動変容**の促進

○　多店舗展開企業等への**自主的な安全衛生活動の普及・定着**

を図るため、令和４年度より各種対策を有機的に連携させながら実施する。

＋（プラス）Safeコンソーシアム（全業種）　本　省

加盟団体が連携し、表彰（＋（プラス）Safeアワード）や広報活動の実施を通じて、目標達成のための国民運動を推進

・協議会構成員の参加
・アワードへの応募

管内のトップ企業

＋（プラス）Safe協議会（小売り・介護）　労働局

管内企業を構成員とし、情報交換や広報活動等の取組を実施
（自治体も参画いただきたい）

複数店舗を経営する中規模程度の企業

＋（プラス）Safe育成支援（小売り・介護）　労働局

都道府県労働局が個別に企業の課題発掘・取組実施を支援

支援を通じて協議会構成員への追加を目指す

その他の企業
※コンソーシアムに参加することも考えられる

その他労働局・監督署における実施事項（継続）　労働局　監督署

- 店舗密集型施設における周知啓発
- 関連団体・機関との連携による効果的な周知啓発
- 転倒災害を発生させた事業場に対する自主点検の実施要請

＋Safeコンソーシアム（仮称）

目的：**安全で健康に働くことのできる職場づくり**に向けて、コンソーシアム加盟団体が連携した取組を行うことにより、**企業の自主的な安全衛生活動を推進**するとともに、**国民の安全衛生意識を向上させること**を目的とする。令和４年度本省の委託事業により実施する。

＋Safeコンソーシアム

- 加盟団体は次の団体等から広く公募
  1. 行政機関（国、**地方自治体**等）
  2. 研究機関（大学、安全衛生総合研究所等）
  3. 労働災害の減少に取り組む企業・団体
  4. 3以外の企業・団体（損保会社、金融機関、スポーツメーカー、IT企業等）
- 加盟団体が連携して、安全で健康に働くことのできる職場づくりに向けた各種プロジェクトを実施
- 厚生労働省は、各種プロジェクトの取組の中から、優良な取組事例に対する表彰を実施

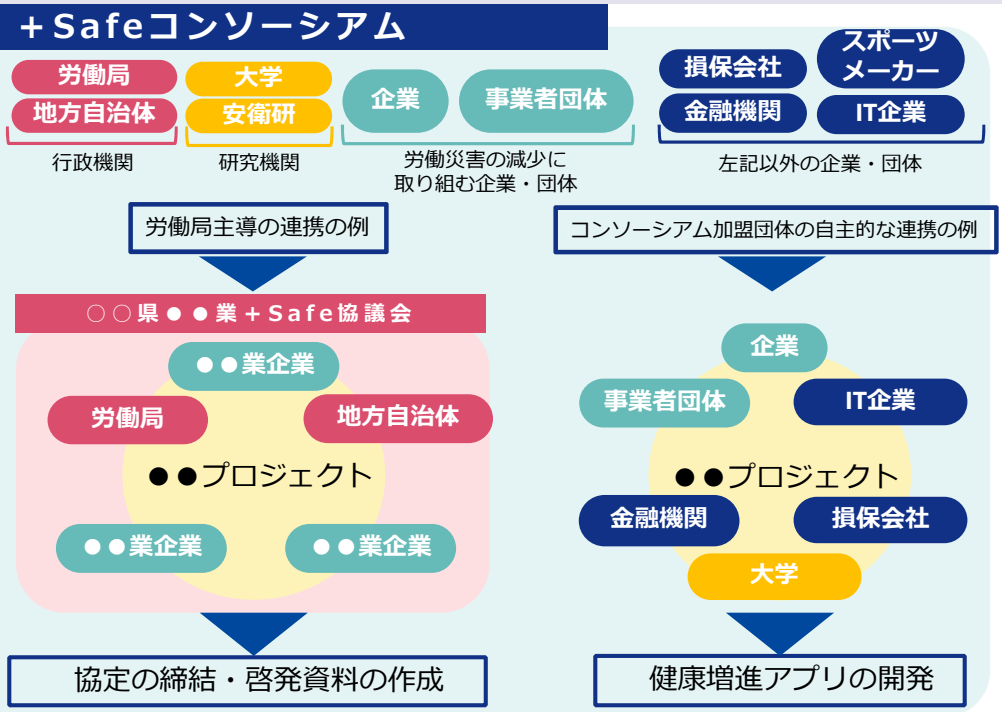

厚生労働省　事務局、制度づくり、連携の場の提供、優良な取組事例への表彰、情報発信

「エイジフレンドリー補助金」のご案内

■エイジフレンドリー補助金は、高年齢労働者のための職場環境の改善に要した費用の一部を補助します。

令和４年度も実施予定（令和３年度分は終了）

対象となる事業者

次の（１）～（３）すべてに該当する事業者が対象です。
（１）高年齢労働者（60歳以上）を常時１名以上雇用している
（２）次のいずれかに該当する中小企業事業者

業種		常時使用する労働者数	資本金又は出資の総額
小売業	小売業、飲食店、持ち帰り配達飲食サービス業	50人以下	5,000万円以下
サービス業	医療・福祉、宿泊業、娯楽業、教育・学習支援業、情報サービス業、物品賃貸業、学術研究・専門・技術サービス業など	100人以下	5,000万円以下
卸売業	卸売業	100人以下	１億円以下
その他の業種	製造業、建設業、運輸業、農業、林業、漁業、金融業、保険業など	300人以下	３億円以下

※労働者数若しくは資本金等のどちらか一方の条件を満たせば中小企業事業者となります

（３）労働保険に加入している

補助金額

補助対象：
高年齢労働者のための職場環境改善に要した経費

補助率：　**１／２**
上限額：　**１００万円**（消費税を含む）

※この補助金は、事業場規模、高年齢労働者の雇用状況等を審査の上、交付決定を行います（全ての申請者に交付されるものではありません）

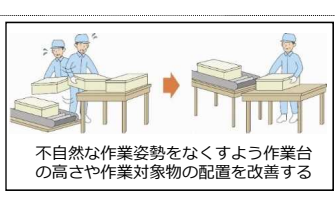

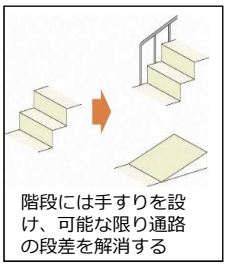

滑り　つまづき　踏み外し

介護中の転倒に要注意

10月10日は転倒予防の日

2015年・転倒予防川柳大賞作品（東京都　佐川 昌子）

数字で見る社会福祉施設での転倒

労働災害のうち転倒
約 **4** 割

休業１か月以上
約 **6** 割

女性
約 **9** 割

50代以上
約 **8** 割

出典：令和元年　労働者死傷病報告より

厚生労働省　日本転倒予防学会

施設長から職員の皆さまへのお願い

介護事業主の皆さまへ

人材確保のためにも転倒・腰痛のない施設をつくりましょう

介護事業で働く労働者の課題

- 介護労働者の不満などで**身体的負担が大きい**と答えた方は**29.5%**
- 介護労働者の満足度を重視する企業ほど**人材確保ができている**との統計結果もあります

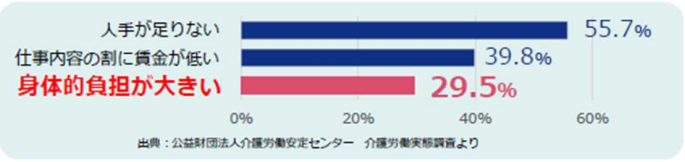

出典：公益財団法人介護労働安定センター　介護労働実態調査より

介護事業における労働災害

- 介護労働者を含む社会福祉施設の労働災害は腰痛などの「動作の反動・無理な動作」が**41%**、次いで転倒が**39%**
- 腰痛などは介助作業で発生した者が**84%**
- 休業１か月以上となる者は、転倒で**６４%**、腰痛などの「動作の反動・無理な動作」で**４３%**

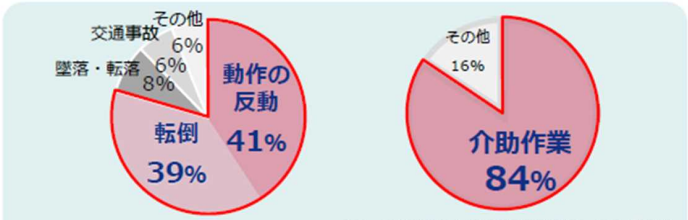

出典：令和元年労働者死傷病報告より

出典：令和元年労働者死傷病報告より介護施設で発生した休業4日以上の労働災害767件のうち動作の反動・無理な動作の268件を集計したもの

転倒・腰痛のない施設づくりのために、裏面の対策に取り組みましょう

厚生労働省　ひと、くらし、みらいのために　Ministry of Health, Labour and Welfare

利用者・職員の転倒・腰痛のない施設づくりのため下記の対策に取り組みましょう

介護施設における腰痛予防対策の実施は、介護報酬の加算要件の一つになっています！詳しくはこちらをチェック！

厚生労働省　ひと、くらし、みらいのために　Ministry of Health, Labour and Welfare

介護労働者が安心して働くために

整理・整頓 清掃・清潔

厚生労働省のホームページで４S（整理・整頓・清掃・清潔）の方法を公開しています。

危険の見える化

厚生労働省ホームページで「職場の危険の見える化（社会福祉施設）実践マニュアル」をご覧ください。

設備の改善

職場環境の改善等のために、エイジフレンドリー補助金をご活用ください。

転倒・腰痛予防体操

YouTubeで、転倒・腰痛の予防に役立つ「いきいき健康体操」をご覧ください。

厚生労働省　ひと、くらし、みらいのために　Ministry of Health, Labour and Welfare

都道府県（政令市・中核市）の皆様へのお願い事項

1　都道府県（政令市・中核市）からの協議会への参画のご協力

2　介護施設・介護サービス事業所に対する、現下の腰痛の発生状況、協議会の取組状況、リーフレット活用の周知

3　市町村を含む組織・関係者間への展開と共有（協議会への参画を）